

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和元年度の「南大隅町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 55,029 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている施策に要する経費  
246,115 千円

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉 自立支援医療事業	246,115	186,220	0	0	55,029	4,866	
合計	246,115	186,220	0	0	55,029	4,866	